第 254 号

きゃっちぼーる

平成 24 年 8 月 10 日

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》
前 田 勝 昭 公 認 会 計 士 事 務 所
名古屋市中区金山 1-14-18　金山センタープレイス５Ｆ
℡　052（332）6086　Fax　052（332）6096
http://www.maeda-cpa.com/

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 253 回

ハウステンボス再生への軌跡という記事を読みました。
再生された方は、エイチ・アイ・エス創業者澤田秀雄氏です。
大変、経営者にとって役立つことが書かれています。下記しますので是非参考にしてください。

「私はＨＴＢを東洋一美しい観光ビジネス都市にしたいという夢が描けたから再建をお引き受けしました。皆さんの夢と私の夢を併せてこの素晴らしい可能性に満ちたＨＴＢを再生させましょうと従業員の皆さんに語りかけ、そのための３つの基本方針は
　第一に掃除をしよう → 発展している会社は例外なくキレイです
　第二に明るく元気に仕事をしよう
　第三に経費を２割下げて売上を２割増やそう
　　― 各エリアのよりよい競争で実現する
凡事を徹底してやり抜くと圧倒的な、そして絶対的な差となります。
凡事徹底は企業繁栄の基礎、基盤であり、差別化でもあります。」

その後３年連続黒字決算です。
・彼はこの再建を引き受けるにあたり、行政、金融機関、九州財界の全面支援を取り付けています。60 億円あった借入金は八割放棄してもらい、残りは出資金で全額返済します。― 堅実性
・またパーク内を自転車で走りながら、どこのペンキがはげているとか、以外に細かいことも指示しています。着眼は大局ですが、着手は小局です。
・そして明るく率先することです。

大変暑くなっています。皆様お身体には十分ご注意ください。

前田の《今人生を語る》第 158 回　めざめよ日本人 ㊶

どうも日本の政治家は「機を見て変ず」という禅語を状況の変化に応じて政治的な信念や定見を根底から変えても許されると誤解しているようですね。
だが、いくら状況が変わったとしても政治にかける政策や信念をコロッと変えても良いことにはなりません。
「機を見て変ず」とは物事が起こる兆しを素早く察知して、その本質をつかんで機敏に対応することです。
やはり政治家は揺るぎない国家観と歴史観を持ち、1 ミリも姿勢がぶれない人、そして人徳と誠実さを持った人が必要ですね。
そんな人に「日本」を任せたいですね。

国外財産調書の提出（平成 26 年 1 月 1 日より摘要）

松 村 英 治

その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が、5,000 万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年 3 月 15 日までに所轄税務署長に提出しなければなりません。
これは、国外財産にかかる所得や相続財産の申告漏れが近年増加傾向にあることによって、国内の税の適正な課税及び徴収のために、一定額を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産にかかる調書の提出を求める制度です。

平成　　年 12 月 31 日分　国外財産調書

国外財産を有する者		住所又は居所				
		氏　　名	（電話）			
国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
○						
○						
合計額						
（摘要）						

国外財産調書の不提出、虚偽記載に対する罰則として 1 年以下の懲役、50 万円以下の罰金に処されます。
国外財産にかかる所得税について修正申告等があった場合において、国外財産調書の提出がないとき又は提出された国外財産調書にその修正申告等の基因となる国外財産について記載がないとき（記載が不十分と認められるときを含む。）は、過少申告加算税（１０％、１５％）又は無申告加算税（１５％、２０％）の額は、通常課されるこれらの加算税額に、５％相当額が加算されます。
上記の、加算税の適用は平成２６年１月１日以後に提出すべき国外財産調書にかかる所得税又は相続税について適用されます。